

No.22  
奇数月1日発行



# 平成28年7月 広報さーくる

- 内容
- ・船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会
  - ・ご報告
  - ・さーくる発（就労準備）
  - ・お知らせ
  - ・編集後記

## 「船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会について」

### 船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会

当協議会は、ソーシャルワークの正しい発展と市内の医療・保健・福祉機関等に所属するソーシャルワーカーの資質の向上、会員相互の連携強化を図りながら、地域福祉等に貢献することを目的として平成9年に「船橋市医療ソーシャルワーカー連絡協議会」として発足しました。当初は介護保険制度の実施をはじめとした社会福祉の基礎構造改革を迎えるにあたり、近隣の医療ソーシャルワーカー有志で始めた小さな団体でした。

近年は医療ソーシャルワーカーに限らず、介護老人保健施設の介護支援専門員や在宅介護支援センターの相談員等、幅広く受け入れを行っている状況に鑑み、平成24年度からは、当協議会の名称を「船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会」に変更しています。「医療」に限定しないジェネリックソーシャルワーカーの会として会員数の増加に努め、現在の会員数は100名を優に超えるところとなりました。

当協議会の活動内容ですが、専門職としてのスキルアップや会員同士のネットワークづくりのため、定例会や事例検討会などの企画運営のほか、地域連携や多職種による顔の見える関係づくりを意識し、地域や行政など他団体からの活動への参加要請に対応するため専門部を設置し各種委員会への出席や各団体の代表者へのサポートも行っています。

「さーくる」は当協議会の会員であり、地域における相談窓口として共に問題解決に取り組む仲間です。当協議会が「さーくる」に特に期待することは、行政や既存のサービスに当てはまらない生活困窮者へのサポートです。生活保護に至らない生活困窮者、多重債務者、身寄りのない方、母子家庭等、幅広い対象者のサポートを依頼しています。ソーシャルワーカーが介入する事例は個別的で複雑な要素が重なっていることが少なくありません。これからもその傾向が強まることが予想されます。専門職が対応しても一事業所では十分な支援が届かないことがあります。そのような時、地域の総合相談窓口として、より地域全体の状況やサービスを身近に把握している「さーくる」は、当協議会をはじめ、さまざまな団体にとって、心強い存在です。

今後もお互いの連携を強化し、船橋市の強力なネットワークを生かして住民の方々の困りごとに関わっていきたくと思います。

（文責 船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会広報）



#### ご報告①

～生活困窮者自立支援全国ネットワーク 実践研修・シンポジウム～  
「生活困窮者自立支援制度をどう生かすか」Woofer's Camp & Symposium in Tokyo 2016  
平成28年6月10日（金）～12日（日）

生活困窮者自立支援全国ネットワークは、生活困窮者自立支援制度が定める事業に携わるスタッフ、研究者等、さまざまな方からなるネットワークで、支援者としての資質の維持・向上、関係者間の連携の確保、関連政策の推進という目的で設立された組織です。

今回の研修は6月10日～12日の3日間池袋で開催され、各地域での生活困窮者自立支援制度の運用状況や実際の支援方法について学ぶ機会となりました。

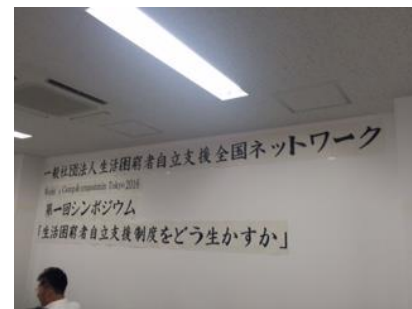
2日目のシンポジウムでは、生活困窮の実態と支える側（地域や社会）が抱える問題、就労の必要性について、学びました。

1990年代以降、中所得層が減少し低所得層が増加しています。非正規雇用の増加などが背景として考えられます。生活困窮者自立支援機関への相談件数の内訳でみると、64.5%が男性、33.6%が女性。年代では30代～50代の合計が全体の半分以上という状況です。今まで労働で社会を支えてきた世代が困窮している状況といえます。また、支える世代の困窮により、子どもの貧困という問題が生じています。

研修の中では、支える世代の労働力を生かし、地域を活性化した例や、ハローワークとの連携で生活が困窮している方へ優先的に仕事を紹介する取り組み等の報告がありました。

支える世代以外にも、高齢世代、外国籍、ひきこもり等、生活困窮に至る方の状況はさまざまで、複数の問題を抱えている場合もあります。今までは、高齢、障害、ひとり親等、縦割りの制度で社会保障や支援を展開してきましたが、支援者は、それぞれの制度を総合的・包括的に捉え、各機関と連携して支援していくことが求められています。

社会的に孤立し、問題を個人や世帯で抱えている方を地域を含めた各機関が横に糸を渡して支えあえるようなネットワークづくりが課題だと感じました。



**ご報告②**

平成28年度地域連絡調整会議【前期】  
平成28年6月21日（火）13時30分～16時30分  
船橋市中央公民館



前半は基調講演として、法政大学現代福祉学部人間社会研究科より布川日佐史教授をお招きしました。「改正生活保護法と生活困窮者自立支援法について」というテーマの中で、日本とドイツの公的扶助と雇用政策の違い、生活保護法と生活困窮者自立支援法の課題についてご講義をいただきました。

ドイツでは、福祉事務所が生活保護受給者へ就労の機会を提供し、お金を出すだけではない支援を目指しています。一方、日本では、平成16年12月の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の最終報告書を参考に、平成17年4月から自立支援プログラムが導入されました。同プログラムでは、ボランティアや農業体験、就労体験の場の提供、キャリアカウンセラーによる就労意欲の喚起、就労支援などを総合的に支援している自治体もあるとのことがありました。そうした中で、今後の課題として、生活保護法では、自動車や預貯金の保有は原則認めない、持ち家のある高齢者はリバースモーゲージを利用しなければならないなど、生活に困窮していても利用しにくい現状があること、生活困窮者自立支援法では、医療の保証や現金給付がないことから、就労準備支援期間中の生活をどのように支えるかが課題であるとのこともありました。

後半は、船橋市地域福祉課から、「船橋市における生活困窮者自立支援制度の取り組みについて」と、さーくるから「平成27年度の実績報告」をさせていただきます。平成27年4月から平成28年3月までの新規相談受付件数は1013件で、相談者の延べ件数は13300件にのぼります。生活困窮者自立支援法による事業が、市民の皆様にとって有効な事業となるには、支援する側が相談者の困窮の実態を把握すること、<sup>ひっばくと</sup>逼迫度を明らかにすること、就労が可能かを見立てられること、生活保護制度をはじめさまざまな制度・地域にある力を活用できること、地域の支援体制をつくるが必要になってくるのだと改めて感じました。相談に来られる方は、お金の問題だけでなく、家族関係や病気など複数の問題を抱えた方が多くいらっしゃいます。今後も日々変わり行く制度やさまざまな状況にアンテナを張って、取り組む姿勢を持ち努めていきたいと思っておりますので、今後ともご指導・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**さーくる 発！ ～就労準備支援事業～**



今回は、平成28年3月からさーくるの就労準備支援事業に通い始めたAさん（32歳）の職場実習の様子と、これまでの経過についてご報告をいたします。これまでAさんは就労経験が無く、ほぼ自宅にひきこもりがちでした。体重が増えて自分のベッドが壊れてしまったことをきっかけに「このままではまずい！」と一念発起してさーくるにご相談に来ました。



Aさんは、さーくるのグループワークやボランティア活動に参加をしています。また、湊町地区社協のサロンでは、積極的にお茶を入れたり、近くの企業と一緒にゴミ拾い活動にも参加をしています。

4月から市内某所のコンビニエンスストアで職場実習を行っています。1週間のうち2日、2時間ずつの実習では、とてもご理解のあるオーナー、店長をはじめスタッフの方々のご協力の下、Aさんの段階に合わせて無理のないように行っています。仕事内容は、挨拶から始まり、①商品のフェイスアップ（品物をきれいに揃えて前に出す）②レジの補助（袋詰め）③レジバーコード読み取りとお釣りのやり取り等。実習の前後に、さーくるスタッフと事務所内で準備・その日の振り返りを行って次回の実習への繰り返しを数ヶ月かけて行っています。

最近では表情も明るくなり、髪型もさっぱりショートヘアにしました。また、猫背気味だった姿勢にも気をつけるようになり、挨拶の声も明るくはきはきとしてきました。「毎回新しい課題をオーナーや店長からもらえるので、やりがいもありステップアップしていくことがとても楽しい！」と語っています。

また、5/28（土）の家族会に参加されたAさんのご両親が、「今まで自分で考えて行動することが苦手だったのですが、身だしなみのグッズ（整髪用ワックスなど）を買いに行きたいと初めて言ってきたので驚きました。最近は服装にも気を配るようになってきました。」とおっしゃっていました。

就労準備支援事業では、職場実習を何回か経験した後に、自分の希望する就職先を見つけて採用試験を受け、就労へと進んでいきます。現在Aさんは希望している職場の試験を受けるため、履歴書の作成をしています。就職後もさーくるの支援は変わらず、引き続いて「定着支援」を行っていきます。仕事に就いてからも、困ったことや悩み事などが出た時には、一緒に解決する方法を考え、仕事を続けること、また更なるステップアップに向けてのお手伝いをさせていただきます。



**お知らせ**

☆お知らせコーナーへ掲載を希望される団体は「さーくる（circle）」までご連絡ください。  
TEL047-495-7111 FAX 047-435-7100

講演名	日時	場所	費用	申込み	問い合わせ他
ミドル～シニア世代のための就職・面接相談会 －「生きがいをもって働きたい！」を応援します！－	平成28年7月7日（木） 13時～16時 （受付12時30分～）	船橋市中央公民館 6階講堂	無料	先着50名 さーくるに電話にてお申し込みください。 ※参加は、ハローワークに求職登録している方に限ります。申込み時、氏名、生年月日、ハローワークの求職登録の有無を確認します。 ※当日参加も可能です。	船橋市 「保健と福祉の総合相談窓口」 さーくる TEL047-495-7111

**【発行・編集】**

社会福祉法人 生活クラブ風の村  
船橋市委託事業  
船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（circle）  
所在地 船橋市湊町2-12-4 湊町十二番館ビル4階 401号室  
TEL 047-495-7111 FAX 047-435-7100  
HP http://www.kazenomura.jp EMAIL circle@kazenomura.jp  
～あなたの尊厳を守ります。～

先日は大勢の方にご参加いただき、本当にありがとうございました。布川先生の基調講演を聞かせていただき、生活保護法と自立支援法と生活保護法の線引きも含め、関わる私達の知識、価値観一つで支援の方向性が変わる可能性が高いのだと感じました。知識を高め、筋の通った、でも柔軟な姿勢で真摯に向き合いご支援をさせていただきます。会場の引き締め、質問の都度、ご質問をお受けすることが出来ませんでした。何かありましたらご連絡をください。お待ちしております。よろしくお願いいたします。

編集後記